

長野県環境影響評価技術委員会の意見（案）

（F S P S 佐久市八風太陽光発電所事業に係る環境影響評価準備書）

[全般]

- 1 事業実施区域は山間部にあり、環境基準値や法規制値を大きく下回っている地域であることを踏まえ、環境影響評価書（以下「評価書」という。）において、現況を大きく悪化させないという観点から、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施することで事業による環境影響の低減に努めるという姿勢を示すこと。

[事業計画]

- 2 土地の改変に当たっては、試験盛土や文献等の調査結果を踏まえ、対象事業実施区域の地形、土質を考慮した事業計画とするとともに、適切な維持管理を行うことにより調整池や造成緑地の機能を十分に確保すること。
- 3 木くずチップの敷き均しに当たっては、敷設面積を必要最低限とするとともに植生の復元に支障のないようにすること。また、根茎からの再生により外来種が広がることのないよう、チップ化する樹種を選定すること。

[水質、水象]

- 4 河川流量への影響については、表流水と地下水の予測結果を分けて丁寧に評価書に記載すること。

[植物、動物、生態系]

- 5 オニヒョウタンボクについては、若齢個体の移植だけでは、移植先で個体群を更新できるか分からないため、繁殖可能な成木の移植も検討すること。
また、より危急性の高いハナヒョウタンボクが確認された場合は、オニヒョウタンボクと同様に移植により個体群の維持に努めること。
- 6 事業実施区域内及びその周辺で、希少なコウモリ類や昆虫類が確認されていることから、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、それらの生育や繁殖への影響を回避又は最大限低減すること。また、事後調査を実施した上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。
- 7 事業実施区域内には、希少なチョウ類の食草の生育が何種か確認されているため、それらの幼虫等が確認された場合は、周辺の食草への移設を検討すること。

- 8 土地の改変に伴い、ガビチョウやアライグマ等の侵略的な外来動物の生育域が拡大し、生態系や農作物への影響が懸念されることから、事業実施区域内及びその周辺における生息状況について事後調査を実施し、必要に応じてその生息範囲が拡大しないよう追加の環境保全措置を検討すること。

[景観]

- 9 事業実施区域が隣接する上信越自動車道からの一部の景観について、残置森林の樹間から太陽光パネル用地が視認されることから、伐採予定の周辺の森林から低木を移植するなど、影響を回避又は最大限低減すること。

[文化財]

- 10 事業実施区域及びその周辺に、既知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されていることから、引き続き佐久市教育委員会と十分に協議しながら事業を進めるとともに、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施すること。

[廃棄物等]

- 11 太陽光パネル等の廃棄に当たっては、最新の知見に基づき、リユース・リサイクルを原則として、埋立処分量が少なくなるよう努めること。また、災害等による太陽光パネル等の破損についても想定した上で、その処分方法について予め検討し、評価書に記載すること。